

有料時間貸駐車場用地貸付に
係る入札説明書

令和 7 年 1 1 月

岡山県総務部財産活用課

目 次

＜本件入札手続きの流れ＞.....	3
入札説明書.....	4
1 入札に付する事項.....	4
2 競争入札参加資格.....	4
3 入札及び契約に関する事務を担当する課等の名称.....	5
4 入札手続等.....	5
5 入札.....	6
6 落札者の決定.....	7
7 保証金の納付.....	7
8 入札結果の公表.....	8
9 契約書の作成.....	8
10 その他.....	8
有料時間貸駐車場用地貸付仕様書.....	9
県有財産賃貸借契約書（案）.....	11
一般競争入札参加申込書.....	13
役員名簿.....	14
誓約書.....	15
委任状.....	17
質問書.....	18
入札書.....	19
＜入札会場案内図＞.....	20

＜本件入札手続きの流れ＞

【令和7年11月20日】入札説明書の配布、入札参加申込・質問書の受付開始



【令和7年12月2日】質問書の提出期限



【令和7年12月5日】質問書への回答



【令和7年12月8日】入札参加申込書の提出期限



【令和7年12月23日】入札



【令和8年1月中旬】契約締結



【令和8年2月1日】貸付開始

入札説明書

令和 7 年 11 月 20 日に公告した有料時間貸駐車場用地貸付に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。この入札に参加される方は、この入札説明書をよく読み、下記事項をご承知の上、お申し込みください。

1 入札に付する事項

(1) 入札案件名

有料時間貸駐車場用地貸付

(2) 入札案件の概要

入札説明書及び有料時間貸駐車場用地貸付仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 貸借期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(4) 貸借物件

所在	地目	面積	最低貸付料（月額）
岡山市北区出石町一丁目 2 番 1 1 3 の一部	宅地	8 7 1 . 1 8 m ²	税抜：1 9 6 , 0 0 0 円 (税込：2 1 5 , 6 0 0 円)

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしている法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後 3 年を経過していない者でないこと。
- (3) 岡山市内又は岡山市に隣接する市町内に事業所を有し、故障等緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。
- (4) 過去 2 年間に国又は地方公共団体から、本件と同規模又はそれ以上の有料時間貸駐車場（以下「コインパーキング」という。）用地を借受け、コインパーキング事業を実施する契約を 2 回以上締結してこれらを全て誠実に履行していること。
- (5) 法人又は役員が岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 1 号及び第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (9) 岡山県税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 入札及び契約に関する事務を担当する課等の名称

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課

電話番号 086-226-7235

FAX番号 086-224-3660

メールアドレス zkatsuyou@pref.okayama.lg.jp

4 入札手続等

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書（様式第1号）に下記（2）エの書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）入札説明書等の配布

ア 配布期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月8日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配布場所

岡山県総務部財産活用課のホームページから入手する。

（URL：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）

（2）一般競争入札参加申込書の受付

ア 受付期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月8日（月）までの午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）により、令和7年12月8日（月）午後5時までに到達すること。

エ 添付書類

書類名称
①駐車枠レイアウト案（様式任意）
②過去2年間に国又は地方公共団体から、本件と同規模又はそれ以上のコインパーキング用地を借受け、コインパーキング事業を実施した契約の契約書の写し 2件
③法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 （3か月以内に発行されたもの）
④役員等名簿（様式第2号）
⑤印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）

⑥誓約書（様式第3号）
⑦岡山県民局長が発行する県税の未納（滞納）のないことの証明書 （1か月以内に発行されたもの）
⑧本店等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（証明書の種類は「その3の3」）（1か月以内に発行されたもの）
⑨委任状（様式第4号）（代理人が入札する場合）

※提出書類は返却しない。

（3）質問の受付

ア 受付期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月2日（火）まで

イ 受付方法

電子メールにより提出すること。

メールアドレス	: zkatsuyou@pref.okayama.lg.jp
メール件名	: コインパーキング用地貸付入札の質問について
様式	: 質問書（様式第5号）

ウ 回答方法

令和7年12月5日（金）までに上記4（1）イのホームページに回答を掲載する。

エ その他

入札後、仕様についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（4）入札参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

一般競争入札参加申込書を提出した者について、上記2の事項を審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、入札に参加することができない。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3のメールアドレスあてにメールする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

5 入札

（1）入札の日時及び場所

ア 入札期日 令和7年12月23日（火）

イ 受付時間 午後1時40分から午後1時55分まで

ウ 入札時間 午後2時

エ 会 場 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁舎地下1階 入札室（入札会場案内図は最終ページ）

※会場の都合上、入札室への入室は1入札参加者につき2名までとする。

（2）入札書の提出方法

ア 契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が（１）の日時及び場所に入札書（様式第６号）を持参すること。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札書の記載方法

ア 入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、一般競争入札参加申込書に記載した本人について記入し、印鑑証明書と同じ印鑑を押印すること。

イ 代理人が入札を行う場合は、入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、本人について記入し、受任者（代理人）の欄には、委任状に記載した当該代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印鑑（委任状に押印した受任印）を押印すること。

ウ 入札金額は、貸付料の月額（税抜）を記載すること。

エ 入札金額の最初の数字の前に「¥」を記入すること。

オ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。

（４）入札の無効

入札公告で示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、最低貸付料に達しない金額での入札その他財務規則第 140 条各号に掲げる入札は、無効とする。

（５）その他

ア 入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

イ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

6 落札者の決定

（１）上記 1（４）の最低貸付料（月額）以上の価格であって、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

7 保証金の納付

（１）入札保証金

岡山県財務規則第 133 条第 4 号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第 155 条第 3 号の規定により免除する。

8 入札結果の公表

上記 6 で決定した落札者名、落札額及び入札者数を岡山県ホームページにおいて公表する。

9 契約書の作成

落札者決定後、別添「県有財産賃貸借契約書（案）」により契約を締結する。

10 その他

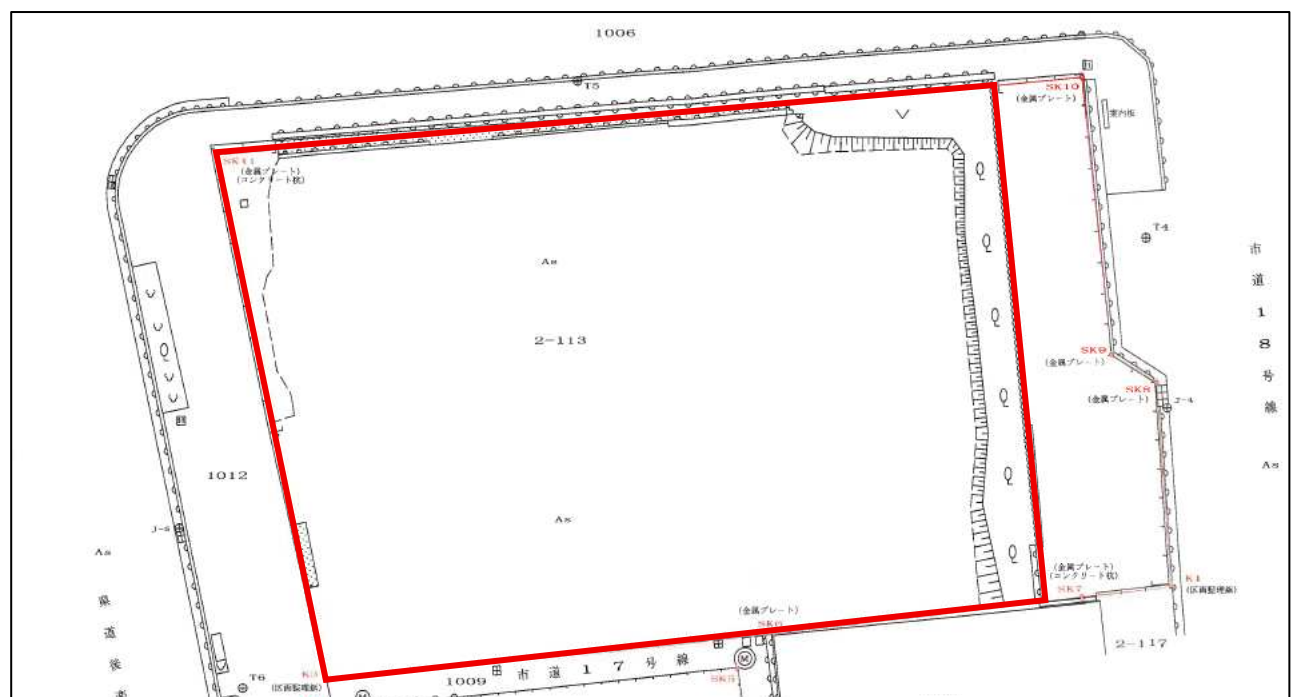
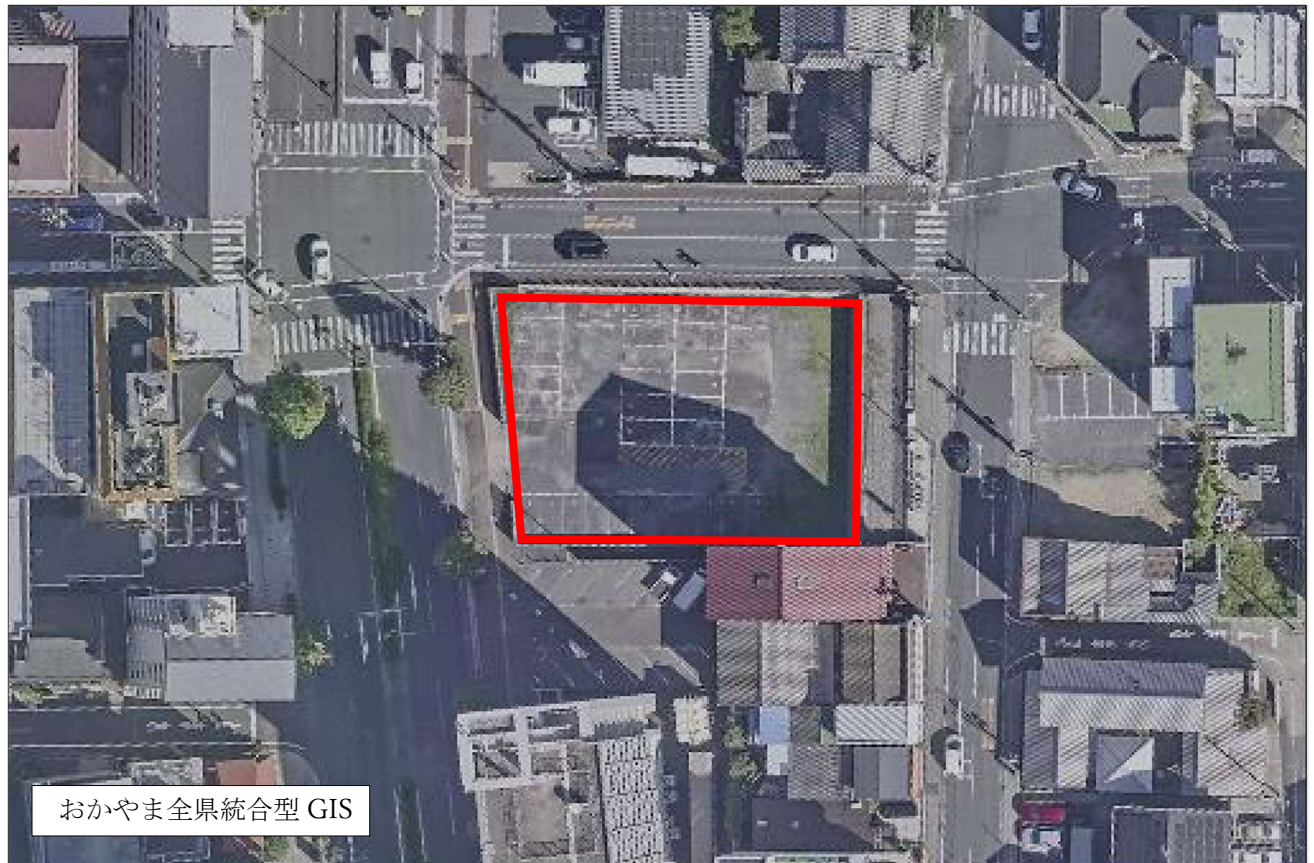
現地説明会は実施しない。確認のため、敷地内に立ち入る必要がある場合は、事前に上記 3 の財産活用課（電話番号 086-226-7235）に連絡すること。

なお、令和 7 年 12 月 15 日（月）までは、貸借物件を他へ貸し付けているため、立ち入ることはできない。

有料時間貸駐車場用地貸付仕様書

1 貸借物件

(1) 所在は岡山市北区出石町一丁目2番113の一部で、下図の朱線枠内である。



- (2) 本地の東側と北側の擁壁を含む。
- (3) 現状有姿での引渡しである。
- (4) 消費税課税の物件である。

2 用地貸付に関する条件

(1) 貸借期間

- ア 令和8年2月1日から令和13年2月28日までとする。
- イ 貸借期間には、設備設置等準備期間及び原状回復に要する期間を含む。
- ウ 契約の更新はない。

(2) 用途指定

- ア 平面利用による自動車の有料時間貸駐車場（コインパーキング）とする。
- イ 借受人が設定する総区画の20%以内の区画を月極駐車場又はカーシェアリングの用途に使用することができる。
- ウ 飲料用自動販売機を設置することができる。

(3) コインパーキング運営の条件

- ア アスファルト舗装とする。
- イ トラブル等が発生した場合に備え、速やかに現地で対応できる体制をとること。

(4) 費用負担等

駐車場設置工事、駐車場内の機器の保守点検費用、駐車場内の除草その他貸借物件の使用に関連して生じる一切の費用は、借受人の負担とする。

3 資料の提出

(1) 落札者は、契約締結までに、次の資料を提出すること。

- ア 駐車場設置工事関連書類（配置図、設置機器の仕様がわかるもの、工事計画書等）
- イ 料金体系
- ウ 管理体制図（責任者、実施体制、トラブル発生時の対応体制がわかるもの）

(2) 上記（1）提出後に変更が生じるときは、変更前に資料を提出すること。

4 運営報告書の提出

毎月、1日ごとの売上金額及び利用台数を集計した運営報告書を任意様式により、翌月10日までに、電子メールにより提出すること。

県有財産賃貸借契約書（案）

貸付人岡山県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、岡山県有財産を貸借することについて、次の条項により貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、この契約書及び有料時間貸駐車場用地貸付仕様書に基づき、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸借物件）

第2条 貸借物件は、次のとおりとする。

所 在 地	区 分	数 量	備 考
岡山市北区出石町一丁目2番113の一部	土 地	871.18㎡	

（貸借期間）

第3条 貸借期間は、令和8年2月1日から令和13年2月28日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借料は、月額 円（うち消費税額及び地方消費税の額 円）とする。

（賃借料等の納付）

第5条 乙は、前条の賃借料を、四半期ごとに甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、令和8年2月1日から同年3月31日までの賃借料については、甲の発行する納入通知書の納入期限までに納付しなければならない。

2 乙は、前項に定める期日までに賃借料を納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年8.65パーセントの割合により計算した金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を遅延利息として甲の指定する方法により甲に納付しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、甲はこれを請求しないものとする。

（貸借物件の引渡し）

第6条 甲は、貸借期間の初日に、何らの手続を要しないで貸借物件を乙に引き渡したものとする。

（契約不適合責任）

第7条 この契約の締結後、貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲は、その責めを負わない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者であるときは、この限りでない。

（貸借物件保全義務）

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸借物件の維持保全を行わなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、貸借物件の使用に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（用途指定）

第9条 乙は、貸借物件を自動車の有料時間貸駐車場（次条において「駐車場」という。）の用途に供さなければならない。

（費用負担）

第10条 駐車場の設置工事、駐車場内の機器の保守点検費用、駐車場内の除草その他貸借物件の使用に関連して生じる一切の費用は、乙の負担とする。

（権利の譲渡の禁止等）

第11条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じた権利を譲渡し、又は貸借物件を転貸し

てはならない。

- 2 乙は、貸借物件の現状を変更する工作をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、貸借物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定によりこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第13条 乙は、貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸借物件を原状に回復して甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。ただし、原状に回復しないことについて甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 乙は、甲に対して乙が負担した必要費及び有益費の償還を請求することができない。ただし、前条第2項の規定により甲がこの契約を解除したときは、この限りでない。

(賃借料の返還)

第14条 この契約が解除された場合の賃借料については、日割り計算した額とする。この場合において、既に納入した賃借料が当該金額を超えるときは、甲はその超えた額の賃借料を乙に還付するものとする。ただし、乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合にこの契約が解除されたときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する返還金には、利息を付さない。

(契約保証金)

第15条 この契約について乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(免責)

第16条 地震、火災、風水害等の災害その他甲の責に帰することのできない事由で乙が被った損害については、甲は、乙に対してその責任を負わないものとする。

(契約費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 甲及び乙はこの契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 貸付人 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

乙 借受人

(様式第 1 号)

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地：

社 名：

代表者：

担当者 所属部署名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

令和 7 年 11 月 20 日付け、財活第 310 号で公告のあった有料時間貸駐車場用地貸付に係る一般競争入札（条件付）に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、入札参加資格を満たしていること及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 岡山市内又は岡山市に隣接する市町内に有する事業所の所在地
所在地：

2 添付書類

書類名称
①駐車枠レイアウト案（様式任意）
②過去 2 年間に国又は地方公共団体から、本件と同規模又はそれ以上のコインパーキング用地を借受け、コインパーキング事業を実施した契約の契約書の写し 2 件
③法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 （3 か月以内に発行されたもの）
④役員等名簿（様式第 2 号）
⑤印鑑証明書（3 か月以内に発行されたもの）
⑥誓約書（様式第 3 号）
⑦岡山県県民局長が発行する県税の未納（滞納）のないことの証明書 （1 か月以内に発行されたもの）
⑧本店等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（証明書の種類は「その 3 の 3」）（1 か月以内に発行されたもの）
⑨委任状（様式第 4 号）（代理人が入札する場合）

(様式第 2 号)

役員名簿

入札参加 申 込 者	所在地：
	法人名：

No.	役 職 名	氏 名	住 所	生 年 月 日
1		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
2		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
3		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
4		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
5		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
6		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
7		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
8		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
9		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
10		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
11		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
12		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
13		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
14		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日

誓約書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

(様式第4号)

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。
 なお、代理人が使用する印鑑は、次のとおりです。

受任印

記

公 告 番 号： 財活第310号

入札案件名： 有料時間貸駐車場用地貸付

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

委任者（申込者）	住所（所在地）
	商号又は名称
	代表者職氏名

印

受任者（代理人） 住 所
氏 名

※委任者は、入札参加申込で提出した印鑑証明と同一の印鑑を使用すること。

※受任者（代理人）の所在地には受任者個人の住所を記入すること。また、代理人が作成する入札書には上記の受任印を使用すること

(様式第 5 号)

質問書

令和 年 月 日

1 質問書提出者

所在地：

社 名：

代表者：

担当者 所属部署名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

2 入札案件名 ：有料時間貸駐車場用地貸付

3 質問事項

(様式第 6 号)

入札書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

商号又は名称

印

受任者（代理人）

住所

印

下記のとおり入札します。

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(上記金額に消費税は含みません。)

公 告 番 号： 財活第310号

入札案件名： 有料時間貸駐車場用地貸付

※所在地・商号又は名称・代表者職氏名には、一般競争入札参加申込の際に記載した本人について記入し、印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。

※代理人が入札する場合には、受任者の④の部分に委任状の受任印を押印してください。なお、この場合には、上段の代表者の④は必要ありません。

＜入札会場案内図＞

- ①県庁舎1階の出入口（東側、県民室側又は売店側）から庁舎内に入り、お近くの階段又はエレベーターで地下1階に降りてください（青点線）。
- ②下図（地下1階）の赤点線の経路に沿って入札室へお越しください。

※お車でお越しの場合は、県庁舎又は県立図書館の外来駐車場をご利用いただけます。駐車券を、県庁舎1階の県民室に設置している割引認証機にお通しいただくと、1時間無料となります。

＜岡山県庁舎平面図（1階、地下1階）＞

